

10 個人情報の取り扱い

民生委員は、活動をしていく中で、行政から提供される情報を含め、住民に関する様々な個人情報に触れる機会が多くあります。その性格上、個人や世帯の状況が、十分にわからない（把握しない）と適切な支援を行うことはできません。

住民との信頼関係があつてこそ民生委員活動です。活動上、知り得た個人情報は、守秘義務の遵守（民生委員法第15条）はもちろん、その取

（全民児連発行の参考資料）



（右）「民生委員・児童委員活動と個人情報」（発行）平成18年3月（配付）全委員／（中央）「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」（発行）平成18年6月（配付）全委員／（左）「大丈夫ですか！個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」（発行）平成28年3月（配付）全委員（右一覧）本冊子の内容を本会で一部再編のうえ参考掲載

り扱いには細心の注意を払う必要があります。

あらためて、地区民児協の中で、委員が保有する個人情報の確認やその取り扱い方法について確認するようにしてください。

- 個人情報が掲載されている書類（福祉票・ケース記録・要支援者名簿等）を持ち歩かない。

やむを得ず、個人情報が記載された書類を持ち歩いた際や、定例会で配付された際は、寄り道をしない。カバンの置き忘れにはくれぐれも注意する。

- コピーをとらない。

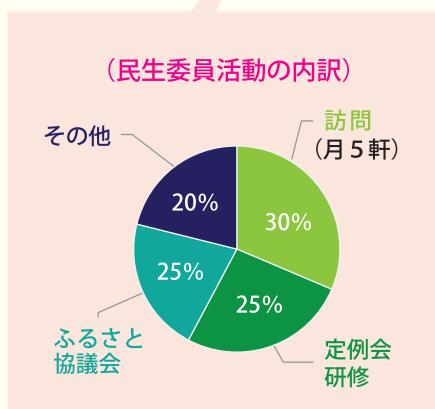
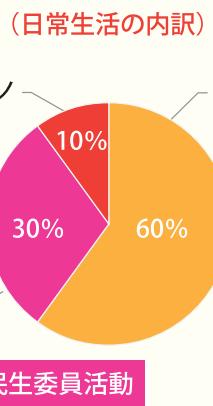
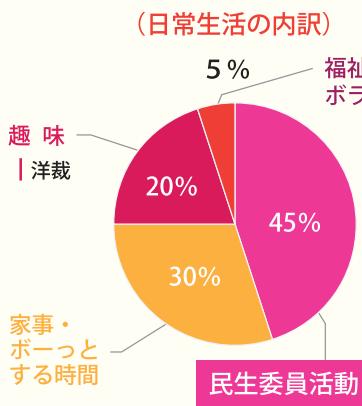
- 関係機関との相談時でも、個人情報記載の書類そのものを資料として提供しない。

守秘義務のある委員あるいは、関係機関職員との事例検討でも匿名表記のうえ、研修会終了後は回収するようにする。

- 自宅での保管方法と保管場所に注意する。

個人情報の記載のある書類は、家族の目にふれないよう、その保管場所に注意する。

- 不要な（支援を終了した）情報を適切に廃棄する。

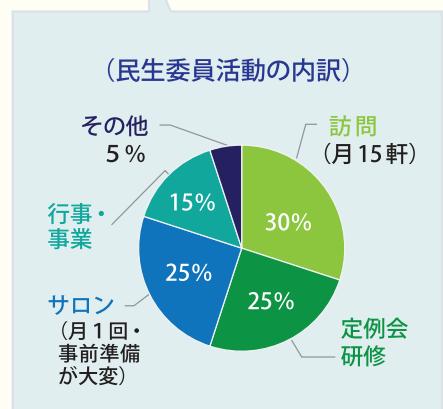


●柏市新富地区民児協 ●委員歴13年

仕立て屋での修行経験を持つ岡水さんの趣味は、洋裁ボランティア。型紙作りから始める本格的な洋服作りを近所の方に教えている。

民生委員としての活動も兼ねて、ふるさと協議会（※）の総務・会計も務めており、地域行事の準備に東奔西走する毎日が楽しい！ とのこと。

※「ふるさと協議会」は、町会や社協、民児協等の地域組織が参画する柏市の制度



編集委員

(の紹介)と、

特集3

編集委員

(の紹介)と、



毎年柏市で実施している「声かけ訪問」時には腕章も付帯

携帯やメモ帳、手帳などを入れているポシェット。訪問時は必携

配付物がある時は、手提げ袋も

さえぐさ かんじ
三枝 貫治

一宮町民児協会長／本会理事／本誌編集委員長



担当エリアが広いので、住民宅に伺う際は車移動です。そのため、手持ち資料もPRパンフレットなどのほか、確認用に「民生委員児童委員必携」などの参考資料も持ち歩いています。

基本的には、春と秋はジャケット。夏は襟付きのポロシャツ



住民の中には、訪問してもつれない反応をする方もいると思いますが、めげずに定期的に訪問していると会話ができるようになるものです。1回の訪問ではなかなか信頼関係はできません。反応が悪ければ「チラシ入れときます。また来ま～す」で十分です。

毎年柏市で実施している「声かけ訪問」時には腕章も付帯

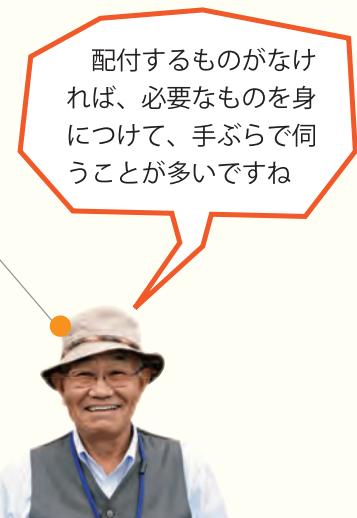


訪問スタイル



●訪問前のタバコは……

以前、愛煙家だった井戸さんですが、タバコは住民宅への訪問前は吸わないようにしていたとのこと。タバコの臭いが苦手な方も多いため、愛煙家の皆さんにはくれぐれもご注意を。



●活動に備えた持ち物も

伊藤さんは、手帳などのほかに腕章と印鑑も携帯。

腕章は、登下校の見守りやサロン等のイベント時に、また印鑑は住民から「状況報告（旧：証明事務）」などを依頼されることもあるため携帯する人も。





カジュアルな服装と、動きやすい靴で訪問することが多いですね。カジュアル過ぎてもよくないですが、住民の方と話すには相手が気を張らない、つかわない服装の方がざっくばらんな話ができる気がしますね。

●新任委員は関係機関の一覧を

入島さんのサイドバッグには、民生委員手帳とメガネ、携帯電話は必須。加えて、市役所の福祉関係部署の一覧（電話番号・担当者・業務内容が掲載）も。外出先で確認する機会もあるので、特に新任委員はこうした一覧を用意しておくと便利です。

いりしま ひさお
入島 久雄
市原市民児協会長／本会評議員

個人情報は、持ち歩かないようにしています。住民の方を訪問した後は、メモ帳に気づいたことを書いて、家に帰ってから福祉票などに転記しています。

ほしみ かずこ
星見 和子

大網白里市民児協会長／本会評議員

暗くなつてから訪問する時は、市で作成した蛍光ベストを着用することも。背中には「大網白里市民児協」の文字が印字されている。



※取材（写真撮影）時は、一斉改選後の切替時だったため、民生委員証が市から配付されていませんでした。そのため、上記写真では付帯していませんが、訪問時は必携。



●住民に紹介する資料の整理を

星見さんは、手帳と名刺のほか、住民の方と一緒に見られるように、民生委員の紹介リーフレットや、市が発行する「高齢者福祉のしおり」などをクリアファイルに入れて整理しています。